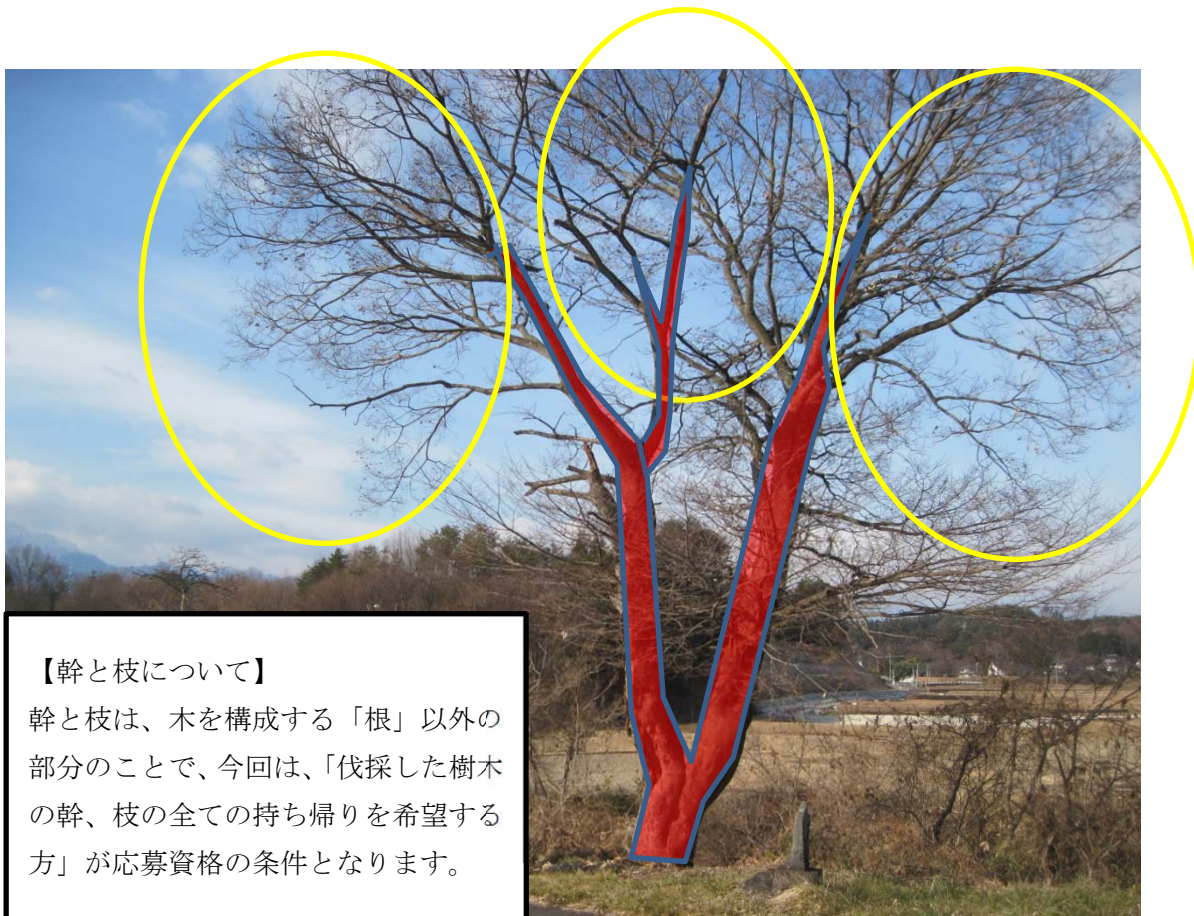


「幹と枝」について



【幹と枝について】

幹と枝は、木を構成する「根」以外の部分のことで、今回は、「伐採した樹木の幹、枝の全ての持ち帰りを希望する方」が応募資格の条件となります。

◆ただし、細断された直径2 c m以下の枝については、存置可能とします。

凡例

幹： 

枝： 